

## 議案第十九号

中央区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

中央区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十七年三月中央区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「第四百四十条の六十六第一号ロ(2)」を「第四百四十条の六十六第一号イ」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （説 明）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十一号）の施行に伴い、規定を整備するため、この条例案を提出します。